

# 岐阜県公報

## 目 次

### 規 則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

ページ

## 規 則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式呼吸器の機能障害の状況及び所見の様式を次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日  
金曜日)

発行

(休日  
に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年四月一日



別記第五号様式肝臓の機能障害の状態及び所見の様式中「概ね」を「概ね」  
「L」  
「d」を「dl」  
「1」を「1L」  
「3」を「3L」  
と

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビ ン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

合計点数	点	点
( で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における2 点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

改定

附 則

この規程は、公布の日から起算して6箇

平成二十八年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社